

「徴収猶予申請書」の書き方



徴収猶予申請書

令和〇〇年 6月15日

〒〇〇市△△町×-×-×

氏名 芦屋 太郎

住所 〇〇市△△町×-×-×

電話番号 〇〇〇(△△△)××××

携帯番号 〇〇〇(△△△△)××××

申請の可否 認 不認

納付書 返付 不返付 (/)

通知書 送付 (/)

申請書を提出する口を記載してください。

1 必要とする理由

〇〇年12月に交通事故に遭い、同月から △△年3月まで入院し、その後も通院している。

治療費及び入院費として50万円支払い、××生命保険から保険金20万円受領しているため、差引金額である30万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。

2 該当条項

地方税法第15条第1項 2号・第2項

通知書番号	年度	該当	期別	税目	納期限	本税	督促手数料	延滞金
××××××	△△	〇〇	1	固定資産税・都市計画税	〇〇年4月30日	75,000円	円	要 円
××××××	△△	〇〇	2	固定資産税・都市計画税	〇〇年7月31日	75,000円	円	要 円
××××××	△△	〇〇	3	固定資産税・都市計画税	〇〇年10月31日	75,000円	円	要 円
××××××	△△	〇〇	4	固定資産税・都市計画税	〇〇年2月28日	75,000円	円	要 円
合 計						300,000円	円	要 円

※納付すべき市税のうち、徴収の猶予を受けようとする金額 240,000円

3 猶予期間

令和〇〇年 6月15日から 令和△△年 5月31日まで 12月間

年月日	金額(円)	年月日	金額(円)
令和〇〇年 6月30日	20,000円	令和〇〇年12月31日	20,000円
令和〇〇年 7月31日	20,000円	令和△△年 1月31日	20,000円
令和〇〇年 8月31日	20,000円	令和△△年 2月28日	20,000円
令和〇〇年 9月30日	20,000円	令和△△年 3月31日	20,000円
令和〇〇年10月31日	20,000円	令和△△年 4月30日	20,000円
令和〇〇年11月30日	20,000円	令和△△年 5月31日	20,000円

4 担保

有 無

担保財産の管理又は提供できない特別の事情

添付する書類

猶予該当事実説明書類 財産目録 担保関係書類

ご注意（下記の事項についてご確認の上、チェックしてください）
 猶予申請の妥当性を判断するため、猶予期間中でも財産調査（預貯金・生命保険・給与・完済金・年金・不動産等）を行う場合があります。
 納付義務が不履行の場合、または、適正な申請内容ではない等と判断できる場合には、猶予を取り消し、滞納処分（差押等）を行います。
 やむを得ず納付計画期限までに納付できない場合は、必ず債権管理課までご連絡ください。

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話、氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

※申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

徴収の猶予の申請をするときに、未納となっている市税を全て記載します。延滞金については、本税の金額を納付していないときは「要」と記載します。

「財産目録」の「4 分割納付計画」欄から転記します。

申請書に添付する書類にチェックを記載します。

ご確認いただき、全てにチェックをしてください。

1 「徴収猶予を必要とする理由」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の申請をする場合には、記載する必要はありません。

《記載例》

猶予該当事実の種類	徴収猶予を必要とする理由
災害等	令和××年△△月〇〇日の台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため店舗復旧までの間、営業を行うことができなかった。営業再開まで10日間を要した。その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
病気・負傷	令和〇〇年12月に交通事故に遭い、同月から令和△△年3月まで入院し、その後も通院している。治療費及び入院費として50万円支払い、××生命保険から保険金20万円受領しているため、差引金額である30万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出により売上が前年比70%減と悪化。従業員を全員解雇し廃業した。廃業に伴い在庫商品を売却したことによる損失及び従業員を解雇した際に支払った退職金の合計200万円が猶予該当事実があったことによる損失となっている。
事業上の著しい損失	前年250万円あった利益が主要取引先である〇〇社からの受注が無くなった等から今年度は150万円の損失となってしまった。損失150万円のうち、前年利益250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合	原則として記載不要

2 「該当条項」欄

該当条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予	納税者とその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法第15条第1項第1号
	納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法第15条第1項第2号
	納税者とその事業を廃止又は休止したこと	地方税法第15条第1項第3号
	納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法第15条第1項第4号
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法第15条第1項第5号
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予		地方税法第15条第2項

3 「納付すべき市税のうち、徴収の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産目録」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額（*）が猶予を認められる限度額となります。

* 支出又は損失に対応して保険金、補償金、賠償金等の受領がある場合には、支出又は損失を受けた金額からその受領した金額を差し引きます。

$$300,000 \text{ 円} - 60,000 \text{ 円} = 240,000 \text{ 円} \text{ (①)}$$

(納付すべき市税の合計金額) - (現在納付可能資金額) = (納付を困難とする金額)

$$500,000 \text{ 円} - 200,000 \text{ 円} = 300,000 \text{ 円} \text{ (②)}$$

(治療費及び入院費) - (受領した保険金) = (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)

$$300,000 \text{ 円} > 200,000 \text{ 円}$$

(猶予該当事実があったことによる支出又は損失) > (納付を困難とする金額)

$$\Rightarrow 200,000 \text{ 円}$$

(この欄に記載する金額)

※「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を徴収の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

4 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」（*）から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ◎ 申請書提出日が猶予を受けようとする市税の納期限前である場合には、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ◎ 災害等のやむを得ない理由により、申請書の提出ができなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がない場合には「無」にチェックを付けます。

ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありませんので「無」にチェックを付けます。

- ①猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ②猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③担保を提供することができない特別の事情がある場合

(不動産を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：200 m ²
	<input type="checkbox"/> 無		所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町×-×-×

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有していないため。
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		